

令和3年度茅ヶ崎市防災会議幹事会 幹事意見等及び事務局の考え方

番号	幹事名	資料ページ	幹事意見・質問等	事務局の考え方
1	五味幹事	地震災害対策計画新旧対照表 第5章第2節第1 P28	【地震や津波に関する情報等の受伝達系統図】中のNHKのラインが、「気象庁→NNH報道局→NHK横浜放送局→市民等」の流れになりますので修正してください。	ご指摘のとおり修正します。
2	五味幹事	地震災害対策計画新旧対照表 第5章第13節第4 P44	1 体制の確立の表中の第2次非常時体制の適用条件について 3 地震警戒宣言（東海地震予知情報・南海トラフ地震臨時情報）が発表された場合とありますが、南海トラフ地震臨時情報は地震警戒宣言ではないため、表現を修正する必要があります。そのため、「地震警戒宣言（東海地震予知情報）あるいは南海トラフ地震に係る国による防災対応の呼びかけが発表された場合」に修正してはいかがでしょうか。	項番22の矢野幹事からのご意見にありますとおり、東京ガス（株）の防災業務計画に合わせて、地震警戒宣言等と「等」を入れることとします。
3	五味幹事	地震災害対策計画新旧対照表 第7章第3節第7 P52	事前避難対策の項目及び文章に「避難勧告」や「勧告」の表現が残っているため、修正してください。	第7章につきましては、章の冒頭に追記しましたとおり、今後、防災基本計画等の東海地震に関する既存の国の計画等に合わせる見直すこととし、当面、内容の修正を行わないこととしていることから、左記についても修正は行わない方針です。
4	五味幹事	風水害対策計画新旧対照表 第4章第3節第1 P23	2 防災気象情報の発表について以下の下線部を追加、修正してください。 (1) 防災気象情報（風水害関係） ア 特別警報・警報・注意報 イ キキクル（大雨警報、洪水警報の危険度分布）等 ウ 早期注意情報（警報級の可能性） エ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報 オ 土砂災害警戒情報 カ 記録的短時間大雨情報 キ 竜巻注意情報 ク 相模川中流洪水予報、相模川下流洪水予報 ケ 火災気象通報 3 特別警報・警報・注意報警報・注意報 (1) 注意報 <u>注意報</u> 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報をいいます。	ご指摘のとおり修正します。
5	五味幹事	風水害対策計画新旧対照表 第4章第3節第1 P28	6 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報について以下の下線部を追加してください。 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表されます。 また、警戒レベル4相当以上の状況で、大雨による災害発生危険度が急激に高まっており、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表されます。	ご指摘のとおり修正します。

番号	幹事名	資料ページ	幹事意見・質問等	事務局の考え方
6	五味幹事	風水害対策計画新旧 対照表 第4章第3節第1 P28	10 相模川中流洪水予報、相模川下流洪水予報について以下の下線部を追加、修正してください。 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報です。相模川については、中流は神奈川県と横浜地方気象台、下流は京浜河川事務所と横浜地方気象台が共同で下表の標題により発表されます。警戒レベル2～5に相当します。 (略) 11 火災気象通報 消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに横浜地方気象台が神奈川県知事に対して通報し、神奈川県を通じて茅ヶ崎市や茅ヶ崎消防本部に伝達されます。	10については、ご指摘のとおり修正します。 11については、本計画上の統一を図る観点から「茅ヶ崎市や茅ヶ崎消防本部」を「市」に改めます。
7	五味幹事	風水害対策計画新旧 対照表 第4章第4節第3 P31	2 マニュアル等の整備について以下の下線部を修正してください。 市は、住民等の迅速かつ円滑な避難を促すため、「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月内閣府）」及び「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月国土交通省）」等を参考とし、避難指示等の発令基準や伝達方法、防災体制等についてマニュアル等を整備するとともに、必要な見直しを行うことで、避難実施体制の充実に努めます。	ご指摘のとおり修正します。
8	五味幹事	風水害対策計画新旧 対照表 第5章第3節第2 P43	図中のNHKのラインが、「気象庁→NNH報道局→NHK横浜放送局→市民等」の流れになりますので修正してください。	ご指摘のとおり修正します。
9	五味幹事	特殊災害対策計画新旧 対照表 第3章第2節第1 P4	6 噴火警報等の通報及び伝達体制の図中のNHKのラインが、「気象庁→NNH報道局→NHK横浜放送局→市民等」の流れになりますので修正してください。	ご指摘のとおり修正します。
10	梅原幹事	風水害対策計画新旧 対照表 第5章第14節第1、第 6 P66, 68	(9)広域応援の項目内や第6の項目名等に「警察災害派遣隊」の表記がありますが、県の地域防災計画上は「広域緊急援助隊」となっているため修正をしてください。 また、警察災害派遣隊の派遣の要求は、県公安委員会が警察庁又は他の都道府県警察に対して行うもののため、「又は他の都道府県警察」を追加してください。	神奈川県災害時広域受援計画（令和2年3月）に記載がある通り、警察災害派遣隊は広域緊急援助隊等の即応部隊と特別警備部隊等の一般部隊で構成されており、この項目では双方を対象としていることから警察災害派遣隊としています。 「他の都道府県警察」の追加については、地震災害対策計画にも同様の記載があるため、双方の計画についてご指摘のとおり修正します。
12	坂田幹事	地震災害対策計画新旧 対照表 第4章第8節第1 P18	3 災害関連死の防止対策 「病気にかかったり持病が悪化する等～」とあるが、文法的には「～たり」は反復して使う必要があるのではないのでしょうか。	ご指摘のとおりですので、「疾病の罹患や持病の悪化等に伴い」に表現を改めます。
13	坂田幹事	地震災害対策計画新旧 対照表 第4章第9節 P18	【課題】に「配水池では～水道管への供給は停止します。」とあるが、現に今そういう状態にあるという事実であれば、【課題】でなく【現状】に記載するべきではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、左記表現だと【現状】になります。本内容は【課題】として挙げるべき項目と考えておりますので「配水池では～水道管の供給が停止することから、早期に供給できる体制を整備する必要があります。」に表現を改めます。
14	坂田幹事	風水害対策計画新旧 対照表 第4章第8 節第1 P32	3 災害関連死の防止対策 「病気にかかったり持病が悪化する等～」とあるが、文法的には「～たり」は反復して使う必要があるのではないのでしょうか。	ご指摘のとおりですので、「疾病の罹患や持病の悪化等に伴い」に表現を改めます。

番号	幹事名	資料ページ	幹事意見・質問等	事務局の考え方
15	坂田幹事	風水害対策計画新旧 対照表 第4章第9節 P33	【課題】に「配水池では～水道管への供給は停止します。」とあるが、現に今そういう状態にあるという事実であれば、【課題】でなく【現状】に記載するべきではないでしょうか。	ご指摘のとおり、左記表現だと【現状】になります。本内容は【課題】として挙げるべき項目と考えておりますので「配水池では～水道管の供給が停止することから、早期に供給できる体制を整備する必要があります。」に表現を改めます。
16	小島幹事	地震災害対策計画新旧 対照表 第1章第8節第3 P6	2行目 想定されており / 3行目 想定されています 「されて」という受動態としたことで、我が事感が薄れた印象を受けます。現行の「して」のままの方が、主体的、能動的な印象を受けますが、いかがでしょうか。	地震被害想定調査報告書は神奈川県との作成にも関わらず、能動的表現となっていたことで、帰宅困難者数などは市で想定したかのような誤解を生じるおそれがあることから表現を修正しました。ご指摘のとおり帰宅困難者対策は市として主体的に取り組むべき項目であると考えており、それ以外の前後の文章につきましては能動的な表現としております。
17	大川幹事	地震災害対策計画新旧 対照表 第2章第5節第2 P9, 10	「避難行動要支援者の個別避難計画の作成にあたり、優先度の高い対象者から順に進める。」となっていますが、誰が、どのような判断(基準)で決めることを想定しているのでしょうか。また、優先度が高い人でも、計画作成を望まなかったり、支援する人がいない等への対応はどのように対応していくのでしょうか。	優先度については、内閣府の「高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」の報告の中で、危険な場所に居住する者を特に優先的に策定すべきなどの考え方が示されているため、こうした考えに基づき、市・地域・福祉事業者で連携して取り組んでいくこととなります。また、計画作成を望まない人等への対応として、日頃から関わりのある福祉事業者が関与することで、個別計画作成の必要性を理解してもらうことが重要だと考えています。ご指摘いただいた内容は全国的にも大きな課題となっており、令和3年度に本市で取り組んでいるモデル事業を通じて今後市としての方向性を定めていき、将来的に計画に掲載することを想定しています。
18	榎本幹事	地震災害対策計画新旧 対照表 第5章第6節第3 P34	(7) 感染症患者等への対応に追加された部分に関し、「市は、感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとします。」とされています。他は「～講じる。」等、断定的に表現される箇所が多いのに、何故こっだけ「努めるものとする」という表現なのでしょうか。可能であれば、「措置を講じる。」としたほうが良いと思います。	ご指摘のとおり「措置を講じます。」と表現を改めます。
19	榎本幹事	風水害対策計画 第5章第4節第4	風水害対策計画には「感染症患者等への対応」に関する記述が見当たらないのですが、地震対策計画を準用するのでしょうか。発災リスクは地震災害よりも、風水害のほうが高い気がします。しっかりと記載すべきではないかと思えます。	ご指摘のとおり、修正が漏れておりましたので、「感染症患者等への対応(項番18で修正した内容を含む)」について記載するとともに、 1 避難所の開設、2 避難所の運営 についても地震災害対策計画と同様に記載いたします。
20	矢野幹事	地震災害対策計画 P17, 87, 148	本計画に記載されている「東京ガス(株) 神奈川西支店」の表記を「東京ガス(株)」に統一して修正してください。	ご指摘のとおり修正します。
21	矢野幹事	地震災害対策計画新旧 対照表 第4章第13節第5 P22	2行目にある、「ガス製造・供給設備の～」を「ガス供給・製造設備の～」に修正してください。	ご指摘のとおり修正します。
22	矢野幹事	地震災害対策計画新旧 対照表 第5章第13節第4 P43	1 体制の確立 の表内を東京ガス(株)の防災業務計画に合わせ、第2次非常時体制について以下のとおり3を修正し、5・6を追加してください。 3 地震警戒宣言等(東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報)が発表された場合 5 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合 6 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合	ご指摘のとおり修正します。
23	矢野幹事	風水害対策計画 P24, 104, 168	本計画に記載されている「東京ガス(株) 神奈川西支店」の表記を「東京ガス(株)」に統一して修正してください。	ご指摘のとおり修正します。

番号	幹事名	資料ページ	幹事意見・質問等	事務局の考え方
24	矢野幹事	風水害対策計画新旧 対照表 第4章第13節第5 P37	2行目の「～復旧するため、」と「機能施設の確保、」の間に「ガス供給・製造設備の耐震性強化を進めるとともに、」を追加してください。	地震災害対策計画は平時からの対策として耐震性強化が重要となりますが、こちらは風水害対策計画のため記載は不要と考えているため、そのままとします。